
温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の参考気配について

みずほリサーチ&テクノロジーズ

サステナビリティコンサルティング第1部

査定の方法

- 以下の方法により、東京都の温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における取引価格の参考気配を査定

「査定」とは、市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

項目	内容
時期	2023年12月～2024年2月
方法	<ol style="list-style-type: none">① 排出量取引を行い得る制度対象事業者(売り手と買い手の双方)及び仲介事業者を抽出② 合計12社に対し、取引意向、取引価格、市場概況等に関するヒアリング調査を実施③ ②の調査結果に基づき、「標準的な取引」(詳細は次頁)における価格水準(査定価格)を推定
査定主体	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

標準的な取引の条件

- ヒアリング調査から示唆される市況、及び過去の査定等を総合的に考察し、今回の査定においては、以下の条件を標準的な取引の条件と設定

項目	条件
対象クレジット	第二計画期間、及び第三計画期間に発行された以下のクレジット ・ 超過削減量 ・ 再エネクレジット※ ・ 埼玉連携クレジット ※グリーン電力証書を活用する再エネクレジット(その他削減量)に限定
単位数	第三計画期間の利用において1t-CO ₂ と認識される量
取引ロット	500t-CO ₂ 以上 5,000t-CO ₂ 未満(相当)
受渡しと決済の時期	約定から30日以内(最短)の単回の取引
取引相対	買い手又は売り手となる制度対象事業者が相対で行う取引

ヒアリング調査の結果：買い手の状況

- 一部の買い手はクレジットの購入や準備に着手しており、高価格帯での取引を想定した予算取りの動きも見られる
- 需要が本格的に顕在化するの整理期間に入ってからになる見通し

買い手の状況

- 第三計画期間の整理期間が近づき、仲介事業者等への問合せや見積依頼を始める買い手が増加。また社内の予算取り等、クレジット購入に向けた準備に着手している事業者も見られる。
- 不足量が多い事業者(数千～万トンオーダー)や第二計画期間までに排出量取引を経済済みの事業者は、価格上昇リスクに備える等の理由から、動き出しが早い傾向。決裁権限の関係で一定額を超えないよう、分割して早いうちからの購入を希望するケースも。
- 全体の動きはまだ活発化していない。今後、整理期間に入って不足する削減量が確定すると、中小規模ロットの需要や、第三計画期間に初めて不足となる事業者からの需要が顕在化すると見られる。
- 査定価格帯のうち比較的高額での取引を想定して、予算取り等をしているケースが見られる。今後、そのような買い手の存在が、約定価格を上方に誘導する可能性がある。

ヒアリング調査の結果：売り手の状況

- 売り手は、過去の販売実績や東京都が公表する査定結果を指標とし、価格を設定する傾向
- 第二計画期間のクレジットに関しては、高い価格の追求よりも、確実な売却を優先する売り手も存在

売り手の状況

- 売り手は、自社での過去の販売実績や東京都が公表する査定価格を中心とした情報を指標とし、価格を設定する傾向。また、他社の販売価格動向を参照するケースもある。
- 第二計画期間のクレジットに関しては、高い価格での取引を追求するよりも、失効前(第三計画期間履行期限である2026年9月末まで)に確実に売却することを優先するケースが見られる。
- 第三計画期間のクレジットに関しては、削減目標が強化される第四計画期間に備えて、売却よりもバンキングを選ぶ事業者が多い。
- クレジットの売却の際は小ロットであっても手続き費用や人件費等が発生するため、一定価格に満たない売却はそもそも行わないという事業者も存在。
- 第四計画期間では非化石証書を用いて排出量を削減できるようになることから、今後、第四計画期間に向けては、非化石証書の価格も視野に入れて取引が行われる可能性がある。

ヒアリング調査の結果：クレジットの種類

- 現在の取引の中心は第二計画期間の超過削減量。第三計画期間の超過削減量はほとんど流通していない
- 買い手は、超過削減量を中心に検討するが、価格や入手可能性を優先

クレジットの種類

- 現在、都制度の排出量取引で扱われているクレジットの中心は、第二計画期間の超過削減量。
- 第三計画期間の超過削減量は、第四計画期間の削減義務率強化に備えてバンキングに回されているケースが多い。
- 買い手は、超過削減量を中心に検討を開始するが、超過削減量よりも安価な場合、また事業者の状況によって超過削減量よりも容易に入手できる場合、その他のクレジットの購入を検討する。
- 都制度とリンクしている埼玉県制度のクレジット(埼玉連携クレジット)も、取引が行われている。ただし入手可能性が限られており、現状では、超過削減量の価格への大きな影響は見られない。

ヒアリング調査の結果：再エネクレジットの価格

- 再エネクレジットは、元となるグリーン電力証書の価格帯を念頭に価格が決まる傾向にある
- グリーン電力証書の供給がやや減少傾向にあることから、再エネクレジットの価格が上昇している

再エネクレジットの価格

- 再エネクレジットは、グリーン電力証書を変換してクレジットにしたものが多く、この元となる証書の価格帯を念頭に取引価格が決まる傾向にある。
- 超過削減量と比較し高額であるため、義務履行のために再エネクレジットを選好する事業者は少ないが、都外に保有する再エネ設備による発電量を証書化してクレジット化するケースも見られる。
- グリーン電力証書については、温対法などの国の制度への対応や各種イニシアチブ（CDP、RE100、SBTi等）における報告など都制度外における需要が引き続きある一方で、供給がやや減少傾向にあることなどから、価格が上昇している。その結果、再エネクレジット価格も同様に上昇している。

査定結果

- 東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度におけるクレジット価格の査定値
(2024年2月時点)

クレジット	査定価格帯	(参考) 2023年8月時点の査定価格帯
超過削減量 (第二計画期間発行分)	200～1,100 円/tCO ₂	200～1,100 円 /tCO ₂
再エネクレジット	4,100～8,200 円/tCO ₂	4,100～7,200円 /tCO ₂

【留意点】

- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの
- ✓ ここで示す査定価格は前述の標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、実際の取引価格は、取引形態、特に取引ロットの大小によって、ここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある
 - ※ヒアリングを行った標準的な取引のロットは、500～5,000t-CO₂
- ✓ 再エネクレジットの査定価格は、主にグリーン電力証書の参考価格等から推計

これまでの査定価格の推移

超過削減量および再エネクレジットの価格推移（円/t-CO₂）

